

令和7年1月31日

自衛隊神奈川地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入（履行）場所	納期（履行期限）	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
8	自衛隊神奈川地方協力本部 タイルカーペット張替役務	自衛隊神奈川地方協力本部	7.3.19	7.1.31	7.2.7 13:00	7.2.7 13:10	全省庁統一資格「役務の提供等」の等級D以上	

※ ただし統一資格を有しない場合は、防衛省、他省庁又は市町村との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、契約担当官から参加が認められた者は競争に参加できます。

4 仕様書等の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒231-0023

住所 神奈川県横浜市中区山下町253-2

契約機関名（担当）自衛隊神奈川地方協力本部総務課 会計班 船場（せんば）

電話番号：045-662-9426

メール：[recruit1-kanagawa@pco.mod.go.jp](mailto:recruit1-kanagawa@pco.mod.go.jp)

見 積 書

件名リスト一連番号	8
-----------	---

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
自衛隊神奈川地方協力本部 イルカーペット張替役務	仕様書のとおり	式	1		
納入(履行)場 所	自衛隊神奈川地方協力本部	納期(履行期限)	令和7年3月19日		
契約保証金	免 除	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊神奈川地方協力本部長

大 谷 三 穂 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
担 当 者 名  
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

# 仕様書

## 1 件名

自衛隊神奈川地方協力本部タイルカーペット張替役務

## 2 場所

神奈川県横浜市中区山下町253番地2号 自衛隊神奈川地方協力本部

## 3 概要

タイルカーペット撤去42.25m<sup>2</sup>、新設 50.57m<sup>2</sup>

## 4 一般事項

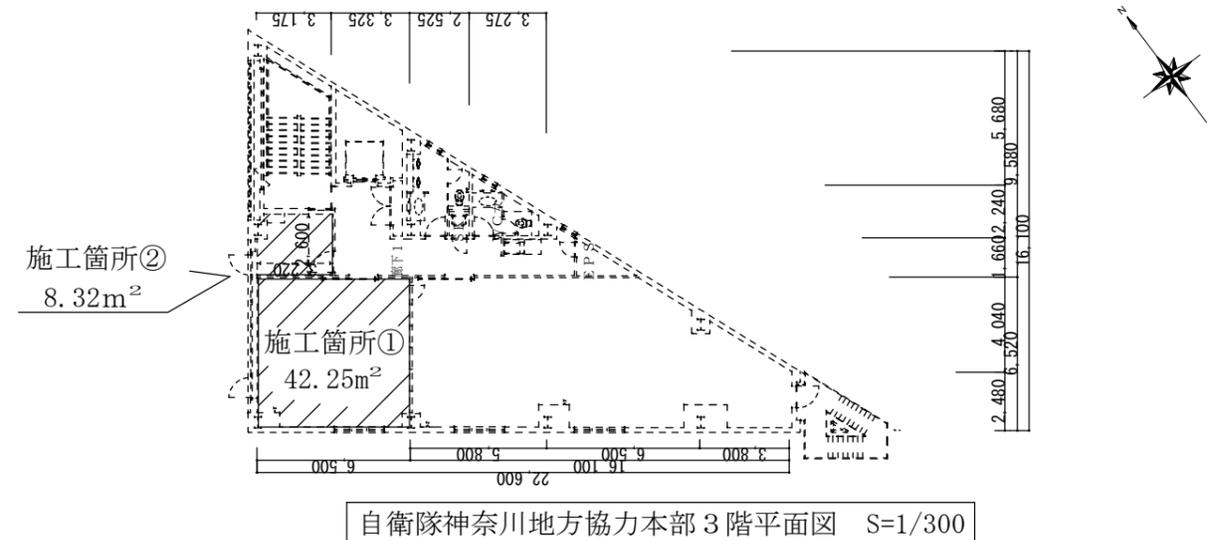
- (1) 本仕様書は自衛隊神奈川地方協力本部タイルカーペット張替について適用する。
- (2) 本役務は、本仕様書による他、「公共建築工事標準仕様書（最新版）及び公共建築改修標準仕様書（最新版）」に準拠し施工するものとする。
- (3) 役務実施中の撮影箇所及び方法は監督職員と協議して決定するものとし、撮影及び提出要領は国土交通省「営繕写真撮影要領」（国営建技第11号）に準じて実施するものとする。
- (4) 本仕様書の内容に明示なき場合若しくは疑義が生じた場合は監督職員と協議して内容を確認する。また、技術上当然必要とする事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- (5) 役務実施場所においては、関係法令を厳守し常に整理整頓を行い、特に危険箇所については必要な措置を講じる等安全管理を徹底するものとする。
- (6) 本役務実施中は既存施設、設備の保護には十分注意し、万一破損若しくは汚損させた場合には、請負者の負担において早急に原型に復旧するものとする。また、事故発生時には直ちに監督職員に報告するものとする。
- (7) 本役務に必要な電気及び水は請負者において持ち込むものとする。但し、本役務において電気及び水を官側から借受する場合は、監督職員と調整のうえ請負者負担により計器を設置し使用量の料金を官側の規定により支払うものとする。
- (8) 本役務完了に際しては、役務実施場所における内外の後片づけ及び清掃を入念に実施するものとする。

## 5 特記事項

- (1) 施工については、下記の手順を基準として施工するものとする。
  - ア 特記ある場合の家具類の移動
  - イ 既設タイルカーペットの撤去及びのり面の清掃
  - ウ 新設タイルカーペット貼りつけ
- (2) 使用する材料については下記を基準とし、変更する場合は同等品以上とする。

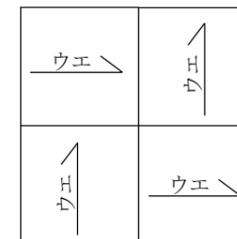
場所	品番	接着剤
施工箇所1	サンゲツ	サンゲツ
施工箇所2	NT303V	BB-588

- (3) 契約が決定次第、サンプル品を官側へ提出するものとする。
- (4) 別に示す移動する家具類については主要な家具類であり、別に小物類も移動をするものとする。
- (5) 役務実施の際は官側の職員立会のもと、土日祝日に実施するものとする。



施工箇所1			
3人掛けソファ	2台	W1,800	D600 H650
テーブル	1台	W1,200	D600 H400
ラック	1台	W1,200	D400 H950
机	1台	W1,400	D700 H700
机	6台	W1,200	D700 H700
ラック(小)	1台	W600	D400 H900
パソコンラック	2台	W700	D700 H1,400
パーテーション	4枚	W950	D40 H1,610
棚(小)	4個	W850	D400 H970
複写機(キャスター付)	1台		

施工箇所2			
1人用椅子	4脚	W450	D500 H800
テーブル(キャスター付)	1台	W1,800	D900 H710
雑誌棚	2台	W1,000	D400 H1,900



市松貼りで施工するものとする。

タイルカーペット張替基準図 S=1/30

役務名称	自衛隊神奈川地方協力本部 タイルカーペット張替役務	図面番号	1/1
図面名称	仕様書	縮尺	図示
自衛隊神奈川地方協力本部		令和7年1月21日	